



令和5年5月18日

飯田市長 佐藤 健 殿

飯田市国民健康保険運営協議会
会 長 宮 内 早希子

令和5年度 飯田市国民健康保険税の賦課方法について（答申）

令和5年5月10日付け5飯保第299号で諮問のありましたこのことについては、令和5年5月10日及び18日に国民健康保険運営協議会を開催し慎重に審議した結果、下記のとおりです。

記

令和5年度飯田市国民健康保険税については、国民健康保険を取り巻く諸情勢や被保険者の負担を勘案し、諮問のとおりの按分率とすることが適当と考えます。

1 基礎課税額	(按分率)
(1) 所得割額	100分の6.6
(2) 被保険者均等割額	16,500円/人
(3) 世帯別平等割額	21,000円/世帯
(4) 課税限度額	650,000円
2 後期高齢者支援金等課税額	(按分率)
(1) 所得割額	100分の3.05
(2) 被保険者均等割額	10,600円/人
(3) 課税限度額	220,000円
3 介護納付金課税額	(按分率)
(1) 所得割額	100分の2.70
(2) 被保険者均等割額	8,600円/人
(3) 世帯別平等割額	6,800円/世帯
(4) 課税限度額	170,000円

なお、審議において次の意見がありましたので、今後の国保事業の運営においてご配慮されたい。

- 1 今後の国保事業を健全に運営するため、引き続き長期見通しをもって特定健診の受診率の向上に努められたい。
- 2 生活習慣病予防に向けて歯科健診事業にも積極的に取り組まれたい。